

12月20日に練馬民主商工会でおこなった講演レジメに加筆訂正しました。

「改正」国税通則法に基づく質問検査権への対応について

2012年12月20日

税理士 相田 英男

国税通則法は、国民が強く望んでいた納税者権利憲章の制定をとりやめ、事前通知なしの税務調査を認め、帳簿書類の提示・提出を罰則をもって強制的におこなわせるなど、税務署の権限を強化するものとなりました。

税務調査の手続関係は平成25年1月1日から施行されます。そこで今回は、おもな注意点にしぼって、それらへの対応方について述べます。

留意点

- ① 「改正」国税通則法のうち、税務調査の手続関係は平成25年1月1日から施行されます。
- ② 国税通則法制定の趣旨（下記、下線（筆者））を順守させましょう。

国税通則法第7章の2(国税の調査)関係通達の制定について(法令解釈通達)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)により、国税通則法(昭和37年法律第66号)の一部が改正され、調査手続に関する現行の運用上の取扱いが法令上明確化されたことに伴い、国税通則法第7章の2(国税の調査)関係通達を別冊のとおり定めたから、改正法施行後は、これによられたい。

この通達の具体的な運用に当たっては、今般の国税通則法の改正が、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高め、調査に当たって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資する観点及び課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から行われたことを踏まえ、法定化された調査手続を遵守するとともに、調査はその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識し、その適正な遂行に努められたい。

- ③ 税務運営方針（1976年4月1日、国税庁）を順守させましょう。

- ④ 国税通則法制定時の国会答弁を順守させましょう。

引用関係条文等（〇書き等は省略しています）

国税通則法

調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）

1 税務調査の事前通知

74条の9 税務署長等は、国税庁等又は税関の当該職員に納税義務者に対し実地の調査において第74条の2から6までの規定による質問、検査、又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- ① 実地調査を開始する日時
- ② 調査を行う場所
- ③ 調査の目的
- ④ 調査の対象となる税目
- ⑤ 調査の対象となる期間
- ⑥ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑦ 納税者の氏名
- ⑧ 納税者の住所
- ⑨ 職員の氏名
- ⑩ 職員の所属

<対応>

- ① 事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聞いてくるので、本人と立会人の都合を確認してから、日時を決め、税務署へ連絡します。

- ② 次に、事前通知は口頭で行われますので、連絡を受けたら、チェックシートなどを活用して書き取ります。可能であれば録音もしてみましょう。
聞き取ることが困難な場合には、書面での通知を要求してみましょう。
- ③ 事前に連絡した日時がその後の事情で困難になった場合には、「合理的な理由」があれば変更できます。
- ④ 通知の11項目について、不明な点があれば、遠慮なく聞き直し、確認しましょう。
- ⑤ 増額更正の期間が5年に延長されても、「調査期間を5年にする」との規定はないため、「3年遡及」の現行運用を変更する理由はありません。
税務署が調査対象期間を5年と通知してきた場合には、3年を限度とするよう要求しましょう。
- ⑥ 調査日数について、2日、3日と要求してきた場合には、仕事に支障があるので1日なり半日で終了するよう要求しましょう。
ただし、調査時間が少ないことを理由に、帳簿書類等の持ち帰り（留置き）を要求してくる場合には、持ち帰らせず、納税者の事業所で完了するよう要求する必要があります。

2 事前通知をしない場合

74条の10 前条第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第3項第1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、同条第1項の規定による通知を要しない。

<対応>

- ① 税務署が「事前通知をしない」ことができるとして、いきなり税務調査にきても、あくまでも税務調査は任意調査であり、その場で税務調査を受けなければならない義務はありません。

絶対に店や事務所に調査官を入れてはなりません。調査官も納税者の了解なしに、勝手に室内にはいり、帳簿書類等を見ることはできません。

- ② 次に、「事前通知を要しない」理由を説明してもらったうえで、こちらは、「事前通知を要しない」理由に該当しないとはっきり述べましょう。

事前通知なしで調査ができるのは、①違法または不当な行為を容易にし、②正確な所得や税額の把握を困難にするおそれがあり、③国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合です。

- ③ 税務調査はあくまでも納税者本人の了解を得ておこなうものであるから、当日は帰ってもらい、あらためて事前通知をおこなったうえで、日時を決めるように主張しましょう。

3 帳簿書類等の提示・提出

第74条の2 国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（その写しを含む）を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

<対応>

- ① 「帳簿書類その他の物件（その写しを含む）の提示若しくは提出を求めるときは、質問検査等の相手方となる者の理解と協力の下、その承諾を得て行う」（事務運営指針）を順守させる。
- ② パソコンのデータを見せてほしい、パソコンのデータを持ち帰りたいと言われた場合、パソコンのデータは帳簿書類その他の物件に該当しません。紙での帳簿書類に限定されます。
はっきりと断りましょう。
- ③ 法令解釈通達では、「提示」とは、「当該職員の求めに応じ、遅滞なく当該職員に当該物件（その写しを含む）の内容を当該職員が確認し得る状態にして示すこと」、「提出」とは「当該職員の求めに応じ、遅滞なく当該職員に当該物件（その写しを含む）の占有を移転することをいう」としています。
「提出」は占有であり受領ではないのです。
- ④ コピーを求められた場合、コピーが必要な理由を確認しましょう。コピーは「帳簿書類等の提示・提出」にはあたりません。コピーの提出理由に納得できない場合、断っても罰則の適用はありません。
- ⑤ 「帳簿書類等の提示・提出」を拒んだ場合には「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則規定が新設されましたが、「この罰則をもって強権的に提示、提出要求をすることは考えていません」（岡本榮一国税庁次長）、「強権的に行使することは考えていません」（安住淳財務大臣）との国会答弁をまもらせることが重要です。

占有とは、物がある人が事実上支配している状態。すなわち、自己のためにする意思で物を所持すること（民法180条）。

4 提出物件の留置き

第74条の7 国税庁等又は税関の職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

<対応>

- ① 「提出された帳簿書類等の留置きは、
- (a) 質問検査等の相手方となる者の事務所等で調査を行うスペースがなく調査を効率的に行うことができない場合、
 - (b) 帳簿書類等の写しの作成が必要であるが調査先にコピー機がない場合、
 - (c) 相当分量の帳簿書類等を検査する必要があるが、必ずしも質問検査等の相手方となる者の事業所等において当該相手方となる者に相応の負担をかけて説明等を求めなくとも、税務署や国税局内において当該帳簿書類等に基づく一定の検査が可能であり、質問検査等の相手方となる者の負担や迅速な調査の実施の観点から合理的であると認められる場合など、やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方となる者の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合に、留め置く必要性を説明し、帳簿書類等を提出した者の理解と協力の下、その承諾を得て実施する」（事務運営指針）としている。

帳簿書類はたとえ過年度のものであっても、後日、事業の遂行に必要となることもあるので、調査は納税者の事業所で迅速におこない終了するよう主張し、留置きはさせないようにしましょう。

- ② 留置きを承諾した場合、「預り証」の内容を確認するとともに、速やかな返還を求めましょう。

5 反面調査の実施

取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性和反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する。

(注) 反面調査の実施に当たっては、反面調査である旨を取引先等に明示した上で実施することに留意する。(事務運営指針)

<対応>

- ① 納税者の了解もなく反面調査を行うと、納税者と取引先との信頼関係が損なわれ、今後の営業活動に支障をきたすこととなります。

どうしても解明できない問題が生じ、反面調査が必要な場合には、事前に納税者の承諾を得てからおこなうよう主張しましょう。

6 調査の終了の際の手続

第74条の11 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税義務者であって当該調査において質問検査等の相手方となった者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。（以下略）。

<対応>

- ① 修正申告をした場合には不服申立てはできません。修正金額に納得がいけない場合には、修正申告に応じないで更正してもらいましょう。

修正でも更正でも増差税額に変わりはありません。修正に応じない場合に、税務署職員がおどかさなどの言動に出た場合にはたしなめましょう。